

議案第8号

つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険条例（平成18年つくばみらい市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第12条中「国民健康保険の診療報酬」を「国民健康保険事業費納付金」に改める。

第16条第1号を次のように改める。

(1) 国民健康保険事業費納付金に充てる場合

第16条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片庭正雄 印

提案理由

平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、国民健康保険保険給付費分が茨城県から交付されるため、医療費の支払いにおける基金繰入が不要になること及び茨城県に納付する国民健康保険事業費納付金の支払いに困難を生じた場合、基金を国民健康保険事業費納付金に充てるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市国民健康保険条例(平成18年つくばみらい市条例第70号)新旧対照表

改正案	現行
(基金) 第12条 <u>国民健康保険事業費納付金</u> の支払の円滑化及び保健事業の充実強化を図り財政の健全な運営を図るため、国民健康保険支払準備基金(以下「基金」という。)を設置する。	(基金) 第12条 <u>国民健康保険の診療報酬</u> の支払の円滑化及び保健事業の充実強化を図り財政の健全な運営を図るため、国民健康保険支払準備基金(以下「基金」という。)を設置する。
(基金の処分) 第16条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当する場合に処分することができる。 <u>(1) 国民健康保険事業費納付金に充てる場合</u>	(基金の処分) 第16条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当する場合に処分することができる。 <u>(1) 流行性疾患の異常発生等のため診療費の激増、医療費の支払義務額が予定額よりも著しく上回ることとなり、当該年度中の支払に困難を生じた場合</u> <u>(2) 災害その他特別の事由により保険税その他の収入が予定額に達しない場合で、当該年度中の支払に困難を生じた場合</u> <u>(3) 保健事業の費用に充てる場合</u> <u>(4) 前3号に準ずる特別の事情がある場合</u>
(削る) <u>(2) 保健事業の費用に充てる場合</u> <u>(3) 前2号に準ずる特別の事情がある場合</u>	